

2016年度 経過報告

1. 障がい者福祉の制度をめぐる動き

我が国が国連の「障害者の権利に関する条約」(障害者権利条約)を批准し、締約国として歩み始めて3年が経過しました。昨年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が施行されました。内閣府の作成したリーフレットには、『障がいのあるなしに関わらず、すべての命は同じように大切であり、かけがえのないものです。』という解説と共に、『不当な差別的取り扱い』の禁止と『合理的配慮』の提供が役所や事業所に求められることを記しています。

しかし、昨年7月には、本県の津久井やまゆり園で、悲惨な殺傷事件が起きました。なぜこのような事件が起こったのか、再び起こさないためにこれからどうしていけばいいのか、重い課題を私たちすべてに関わる問題として受け止めていかなければなりません。

また、本年5月には、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険等の一部を改正する法律」(地域包括ケア強化法)が衆参両院とも十分に審議を尽くされないまま、可決成立しました。31もの法律の一括改正、「『我が事・丸ごと』地域共生社会」の実現に向けての第一歩と位置付けられていますが、公的サービスをさらに「商品化」とするとともに住民同士の「助け合い(互助)」を法律でしぼることが推し進められれば、「障害者は社会のお荷物」という方向に押し流されるのでは?と心配です。

障がいのある人たちの切実なニーズに応えられる地域生活支援をしていくためには、こうした政治動向にしっかりと目を向け、当事者・家族・関係者が手を携えて行政に声を届けるとりくみが必要です。

支援の質に関わる指針として、厚生労働省は2015年4月、放課後等デイサービスガイドラインを策定し併せて2016年には設置基準の一部を改定しました。引き続き、本年は児童発達支援ガイドラインを策定し、6月中にも発表する予定です。「子ども本人の意思を尊重し、子ども本人の最善の利益を考慮することが必要である」と明記されているそうですが、当法人で実施している日中一時支援においてもこれらのガイドラインの大切な部分は生かしていきたいと思えます。

川崎市でも、国の法改正を受けてさまざまな影響があります。2013年4月から相談支援の体制が変わり、7区すべてに基幹型相談支援センター1ヶ所と地域型相談支援センター3ヶ所が設置され、これまでのような施設併設ではなく、独立して運営されるようになりました。利用者の皆さんが、居住区の相談支援センターを利用されるよう切り替え引き継ぎも進められてきました。また、計画相談を担う相談支援センターも増えてきました。しかし、2015年度から制度の利用にあたって個々に利用計画を作成してもらい、その利用計画をもとに各区で支給決定を受けるしくみに変わったため、計画作りが間に合わず、支給決定が遅れてしまう事例が2016年度中も多々ありました。また、サービス利用のための計画作りが安直に進められ、利用者本人のトータルな生活プラン、最善の利益にかなったものにしていく真摯なとりくみが置き去りになる傾向も見られます。特に子どもの場合、親の都合が優先されるという懸念もあります。

2015年3月には第4次ノーマライゼーションプランが発表されましたが、2015年6月の総会では、このプランが基本的な視点に「セルフケア意識の醸成」や「多様な主体の活躍による、よりよいケアの

実現」といったことに重きを置き、公的責任が曖昧になっているのではないかとの指摘をしています。障がい者計画は地域包括ケアシステムのなかに組み込まれていますが、2016年4月には川崎市の7区すべてに「地域みまもり支援センター」が設置され一年が経過しました。新しい組織への移行はまだ住民になじめていない現実があります。そうした中で、今年度は第5次ノーマライゼーションプランの策定が始まっています。切実なニーズに応えられる充実したプランの策定に向けて、会員はじめ利用者みなさんの声を届けるよう努めます。

こうした厳しい状況の中でも、人権・基本的自由の享有、人としての尊厳の尊重、などなど、さらに前進するよう、法人としても努めていきたいという思いは変わりません。

2. わになろう会全体のとりくみ

上記のような法制度のめまぐるしい改変のなかで、わになろう会ではこの一年間も、当事者・ご家族の地域生活を支えるためにできる限りのとりくみを進めてきました。公的制度に則って事業の継続をはかるため、次の通り、委託契約の締結や申請書の提出をし、それぞれの事業にとりくみました。

- ☆ 中原区子どもの発達支援事業(就学前)業務委託 委託契約 H28年4月1日～H29年3月31日
- ☆ 川崎市移動支援事業等従事者養成事業 委託契約 H28年4月1日～H29年3月31日
- ☆ 自家用有償旅客運送者登録申請 登録の有効期限 H27年9月11日～H30年9月10日
- ☆ 移動支援事業・生活サポート事業申請 指定 H24年10月1日～H30年9月30日
- ☆ 居宅介護従事者等養成研修事業者指定申請 (神奈川県) H27年11月25日
- ☆ 川崎市障害児タイムケア事業 委託契約 H28年4月1日～H29年3月31日
- ☆ 地域活動支援センター[Seeds]事業者申請 H28年4月1日～H29年3月31日
- ☆ 日中一時支援障害児者一時預かり事業者指定申請 H26年4月1日～H32年3月31日
- ☆ ふれあいガイド(企画型)事業届出 那須ツアー 年間3回 毎年5月届出
夏休みを楽しくすごす会 年5日間 毎年5月届出

3. サポートハウスわにの家を拠点として、次の事業にとりくみました。〈詳しくは事業報告参照〉

- 相談(契約に基づかないフリーな相談・自主事業)
- **障害児**一時預かり(対象:原則として、3歳児～小学生)
- **障害者**一時預かり(対象:成人)
- 移動支援・あんしんサポート・ファミリーサポート・ふれあいガイド(企画型)
- 移動支援等従事者養成研修事業(川崎市から受託)
- 福祉有償運送事業
- 発達支援事業(中原区との協働事業 対象:就学前幼児)
- 進路学習会、委託研修、会報発行 などなど

4. 麻生区での活動もますます大きくひろがってきました。〈詳しくは事業報告参照〉

- **障害児者**一時預かり(You-Youクラブ・自由工房・P-Place)
- タイムケアモデル事業(対象:中学生・高校生)
- 地域活動支援センター Seeds 2014年4月にスタートして3年経過

5. 法人としての体制の整備

○ 年間7回の理事会開催、理事会を行わない月には月例会を行い、会の運営について相談、決定をしてきました。夜の会議に参加が困難な理事も多く、書面出席者が増えてきた状況を考え、理事会月例会を16:00～18:00、19:00～21:00開催の2部制にして3年が経ちました。その結果、2016年度も理事会への参加者数はかなり増え、理事の意見を直接聞く機会が増えました。

○ 川崎北労働基準監督署の立ち入り調査、指導に基づき、就業規則を作成し、届出をして4年が経過しました。休業補償・安全推進担当者の配置など当法人で働かれる皆さんが安全に安心して働ける条件はかなり改善されましたが、現実の日々の活動の中での休憩時間・有給休暇の保障などの規則の遵守は依然として難しい課題です。

さらに、2014年2月には当法人で週30時間以上勤務されている人たちを対象に、健康保険、厚生年金への加入手続きをおこないました。対象者は、2016年度も15名ですが、今後も従事者の皆さんの勤務状況に応じて対応していく予定です。また、労働保険については、労災保険はすべての従事者を対象に掛金を負担してきましたが、週20時間以上の勤務をされている皆さんを対象とする雇用保険については2016年度の早い時期に加入する方針を実現できませんでした。早急な対応が必要です。

○ 所得税の源泉徴収に関して、2015年11月川崎北税務署からの立ち入り調査があり、以後指摘された内容の改善を図ってきました。この法人の事業に携わり、僅かでも報酬を受け取られている従業者の皆さんの理解と協力により源泉徴収がスムーズに実施されています。

併せて、川崎市からの要請により平成27年度分の市・県民税についても給与から差し引き、一括して納税することになりました。28年度以降の市・県民税については川崎市だけでなく、従業者の居住する市町村すべてから源泉徴収の依頼が届いており、賃金台帳の整備等、必要な事務の整備を進めてきました。マイナンバー制度の導入という新たな課題について、2016年12月に当法人すべての従業者を対象に説明会をおこない、法人としての対応についてご理解をいただきました。また、説明会への出席がかなわなかった方達全員に文書による周知徹底を図りました。

○ 事業の拡大に伴い、財政の規模も大きく膨らみ、会計処理が煩雑になってきたため、2013年度からNPO法人の新会計基準に即応した会計ソフト「会計王」を採用し、会計処理の合理化を図ってきて4年経ちました。ソフトの使用について、2016年度は毎月1回麻生支部の会計処理について指導助言を受けてきました。

6. 他団体との連携、主な活動

(1) 地域のネットワーク

① 地域自立支援協議会 2016年度は、専門委員会に分かれての活動に継続してとりくみました。中原区では児童委員会参加しましたが、毎月の参加はできませんでした。麻生支部では麻生区の自立支援協議会等に参加しました。

② 中原区社会福祉協議会ボランティアセンター運営委員会に所属、ボランティアセンター主催の研修の企画について話し合いに参加しました。ボランティアスキルアップ研修(視覚障害)につ

いては実際に研修に参加しました。

③ 中原区総合子どもネットワーク会議に参加、有益な情報交換ができました。

④ 中原区子どもの発達支援事業検討会に参加、子育てセミナー等の協働事業について検討しました。

(2) 全市的なネットワーク

① 豊かな地域療育を考える連絡会に参加。定例会および夏休みを楽しくすごす会やフォーラムなど、イベントの企画、運営に主体的に携わってきました。2015年 11 月に発行された「障がい児の子育て支援ハンドブック」の販売には引き続き協力してきました。

② 川崎市NPO法人連絡会に参加。月に1回の定例会には努めて参加。会計や NPO 法人の運営についての学習会等へも参加し、情報交換に努めました。

③ 川崎障害児者問題研究会、運営委員会に参加。年1回の研究集会(第37回)の企画・運営に主体的に携わりました。

<年間活動報告 一覧 参照>